

令和6年度 高等学校等学び直し支援金 申請手続きのお知らせ (東京都内の私立高等学校等に通う生徒向け)

令和6年4月1日現在

高等学校等を中途退学した方が、再び都内の私立高等学校等で学び直す際に、所定の要件を満たす場合は高等学校等就学支援金の支給終了後も、継続して授業料に対する支援を受けられます。

この「お知らせ」をお読みに、対象となる方は、学校を通じて申請手続きを行ってください。
※申請の時期等、詳細は学校を通じてお知らせいたします。

01 制度の対象となる方

- 学び直し支援金の対象校を卒業または修了していない方
- 高等学校等を中途退学し、転入学・編入学・再入学した方
- 高等学校等の在学期間が通算して36か月(定時制・通信制は48か月。就学支援金支給停止期間を除く)を超えている方
または、単位制の高等学校等で、就学支援金の支給対象単位数が、上限74単位に達している方
- 平成26年4月以降に高等学校等に入学した方(就学支援金新制度の受給権者であった方)
- 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12か月未満(定時制・通信制は24か月未満)である方
- 【再入学等した高等学校等が単位制の高等学校等である場合】
当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない方
- 次の計算式(保護者等全員の合計額)で算出した算定基準額が一定額未満である方

$$\text{算定基準額} = \text{区市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{区市町村民税の調整控除の額}$$

(政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。)

※1 算定基準額の詳細は4ページ05(2)をご確認ください。

以下の算定基準額の区分により、対象となる助成制度と支給額が異なります。生徒と保護者が都内にお住まいの方には、**学び直し支援金**(国の助成制度)と**授業料軽減助成金**(都の上乗せ制度)の2つの制度があります。

算定基準額の区分	世帯年収目安 ^{※2}	対象となる助成制度及び支給額 ^{※3}	
A 304,200円以上	①約910万円以上 ②約1,090万円以上	授業料軽減助成金(都) 【年額制】年額 484,000円 【通信制・単位制】年額 265,000円 (生徒と保護者が都内にお住まいの方のみ対象、別途要申請)	
B 154,500円以上 304,200円未満	①約590万円以上 約910万円未満 ②約740万円以上 約1,090万円未満	学び直し支援金(国) 【年額制・通信制】 年額 118,800円 (月額 9,900円) 【単位制】 1単位 4,812円	授業料軽減助成金(都) 【年額制】年額 365,200円 【通信制・単位制】年額 146,200円 (生徒と保護者が都内にお住まいの方のみ対象、別途要申請)
C 154,500円未満	①約590万円未満 ②約740万円未満	学び直し支援金(国) 【年額制・通信制】年額 297,000円 (月額 24,750円) 【単位制】1単位 12,030円	授業料軽減助成金(都) 【年額制】年額 187,000円 (生徒と保護者が都内にお住まいの方のみ対象、別途要申請)

※2 世帯年収目安は、①保護者1人のみに給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)、②保護者2人ともに給与収入がある5人世帯(夫婦と子3人)をモデルとした場合です。

※3 在学校の授業料(減免のある場合は、減免後の額)が上限となります。
 ・年額制の学校においては、就学支援金の支給を受けている期間は、学び直し支援金は支給されません。
 ・単位制の学校においては、年間支給上限単位数は30単位です。また、同一年度中に就学支援金と学び直し支援金を並行して受給する場合も、就学支援金の支給対象単位数と学び直し支援金の支給対象単位数を合計して30単位までが支給の対象となります。

生徒と保護者が都内にお住まいの方へ

都の上乗せ助成制度(授業料実質無償化)である「**私立高等学校等授業料軽減助成金**」と合わせて、上限額(例:年額制の場合は484,000円)まで受給するためには、別途申請が必要です。

※対象となる私立学校は学び直し支援金と異なりますのでご注意ください。

※授業料軽減助成金の申請は全日制は6月下旬から7月頃まで、通信制は10月頃を予定しています。

※過去に「**私立高等学校等授業料軽減助成金**」を受給し、受給回数の上限に達している場合は申請できません。

詳細は(公財)東京都私学財団のホームページをご覧ください。東京都私学就学支援金センター授業料軽減・奨学給付金担当(☎03-5206-7925)までお問合せください。

02 申請方法（新規申請：都内の私立高校等で学び直し支援金を受給したことがない方）

（1）以下の事項を確認してください。

- ・学び直し支援金の審査では、保護者等の個人番号を利用して住民税情報等を取得するため、以下の①②に記載している「マイナンバー確認書類」のいずれかを提出する必要があります。
 - ①：保護者等全員の「個人番号カード（マイナンバーカード）のコピー」
 - ②：保護者等全員の「個人番号が記載された住民票の写し」と「本人確認書類のコピー」
- ・マイナンバー確認書類を準備できない場合は、学校に手続き方法を確認してください。
- ・保護者等が生活保護を受給している場合は、マイナンバー確認書類の代わりに「生活保護受給証明書」を提出して申請することも可能です。
- ・保護者等の住民税の申告を済ませた上で、申請手続きをしてください。税申告をしていない場合、審査が行えません。税申告をしていない方は、お住まいの区市町村でお手続きをしてください。
- ・配偶者控除の適用がある場合は、当該配偶者の税申告は不要ですが、マイナンバー確認書類を提出する必要があります。配偶者特別控除の適用がある場合は、当該配偶者の税申告が必要です。
- ・学校が定める期限内に申請手続きを済ませてください。申請期限後に手続きをした場合は学び直し支援金を受給できませんのでご注意ください。

（2）学校から配付される「学び直し支援金の申請案内」を確認してください。

- ・学校から「学び直し支援金の申請案内」と「マイナンバー確認書類を提出するための封筒」が配付されます。内容をよく確認し、手続きを進めてください。
※学び直し支援金の受給資格が無い方には「学び直し支援金の申請案内」は配付されません。

（3）学び直し支援金を申請する場合は「マイナンバー確認書類」を準備し、学校に提出してください。

- ・（2）で学校から配付された封筒の表面を記入し、「マイナンバー確認書類」を封筒に入れ、厳封した状態で学校が定める期限内に学校に提出してください。
- ・（2）で配付された「学び直し支援金の申請案内」に「マイナンバー確認書類」を提出する際の注意事項が記載されています。よく確認してから学校に提出してください。

（4）学校から「学び直し支援金共同電子申請サービス入力マニュアル（以下、「入力マニュアル」という。）」と「申請番号」を受け取ってください。

- ・（3）で「マイナンバー確認書類」を提出した方に、学校から「入力マニュアル」と「申請番号通知」が配付されます。
- ・「申請番号」は（5）の電子申請フォームの入力時に必要となります。紛失しないように注意して管理してください。
- ・（3）で「マイナンバー確認書類」を提出したにも関わらず、学校から「入力マニュアル」と「申請番号通知」が配付されない場合は、学校に確認してください。

（5）申請情報を電子申請フォームに入力してください。

- ・（4）で配付された「申請番号通知」に、学び直し支援金の電子申請フォームのURLとQRコードが記載されています。このURLまたはQRコードから電子申請フォームのページを開き、必要事項を入力してください。
- ・電子申請フォームには（4）で学校から通知された「申請番号」を入力する必要があります。「申請番号」の入力ミスが無いようによく確認して入力してください。
- ・学校が定める期限内に電子申請フォームの入力を必ず完了させてください。
- ・電子申請フォームの入力方法等については、学校から配付される「入力マニュアル」を参照してください。

申請手続完了！

※審査に不要となった提出書類（マイナンバー関係書類を含む）は、すべて廃棄させていただきますので、あらかじめご了承ください。

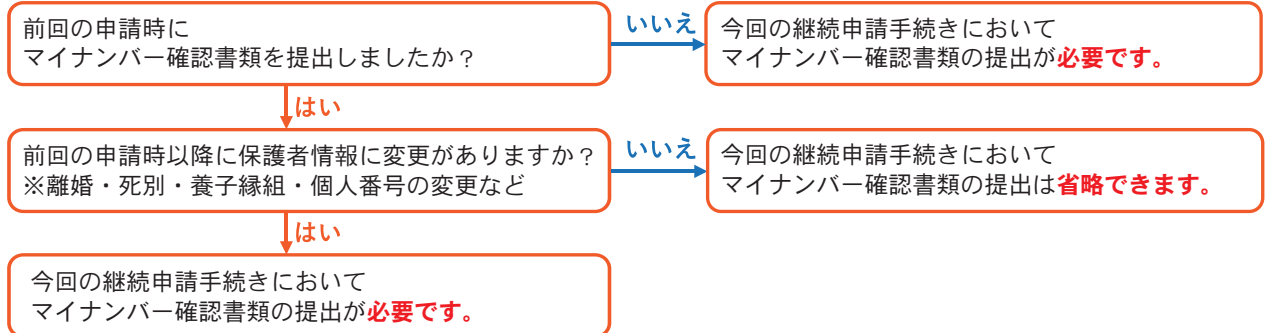
03 申請方法（継続申請：都内の私立高校等で昨年度以前から学び直し支援金を受給している方）

（1）以下の事項を確認してください。

・学び直し支援金の審査では、保護者等の個人番号を利用して住民税情報等を取得するため、以下の①②に記載している「マイナンバー確認書類」のいずれかを提出する必要があります。

- ①：保護者等全員の「個人番号カード（マイナンバーカード）のコピー」
- ②：保護者等全員の「個人番号が記載された住民票の写し」と「本人確認書類のコピー」

※前回の申請時にマイナンバー確認書類を提出しており、保護者等の情報に変更がない場合は提出を省略できます。
以下のフローチャートでご確認ください。



- ・マイナンバー確認書類を準備できない場合は、学校に手続き方法を確認してください。
- ・保護者等が生活保護を受給している場合は、マイナンバー確認書類の代わりに「生活保護受給証明書」を提出して申請することも可能です。
- ・保護者等の住民税の申告を済ませた上で、申請手続きをしてください。税申告をしていない場合、審査が行えません。税申告をしていない方は、お住まいの区市町村でお手続きをしてください。
- ・配偶者控除の適用がある場合は、当該配偶者の税申告は不要ですが、マイナンバー確認書類を提出する必要があります。配偶者特別控除の適用がある場合は、当該配偶者の税申告が必要です。
- ・学校が定める期限内に申請手続きを済ませてください。申請期限後に手続きをした場合は学び直し支援金を受給できませんのでご注意ください。

（2）学校から配付される「学び直し支援金の申請案内」を確認してください。

・学校から「学び直し支援金の申請案内」と以下の書類が配付されます。
内容をよく確認し、手続きを進めてください。

- ①マイナンバー確認書類を提出するための封筒
- ②受給資格認定申請書 兼 収入状況届（B票）

（3）学び直し支援金を継続して申請する場合は「必要な書類」を準備し、学校に提出してください。

○マイナンバー確認書類の提出が必要な場合

- ・（2）で学校から配付された封筒に貼付されている意向確認書に必要事項を記入し、「マイナンバー確認書類」と「受給資格認定申請書 兼 収入状況届（B票）」を封筒に入れ、厳封した状態で学校に提出してください。
- ・（2）で配付された「学び直し支援金の申請案内」に「マイナンバー確認書類」を提出する際の注意事項が記載されています。よく確認してから学校に提出してください。

○マイナンバー確認書類の提出を省略できる場合

- ・（2）で学校から配付された封筒に貼付されている意向確認書に必要事項を記入し、空の封筒を学校に提出してください。

申請手続き完了！

※審査に不要となった提出書類（マイナンバー関係書類を含む）は、すべて廃棄させていただきますので、あらかじめご了承ください。

04 家計急変世帯への支援について

やむを得ない理由により収入が著しく減少した家計急変世帯への支援となります。

- ・対象者：保護者等が、疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職等をした場合で、収入要件を満たす者
※ 定年退職、自己の責めに帰すべき理由による自己都合退職等は含みません。
- ・算定基準：家計急変後の収入の状況をもとにした世帯年収の推計が約 590 万円未満
- ・支給限度額：月額 24,750 円（学び直し支援金の基準額（月額 9,900 円）を受給している場合、月額 14,850 円を上乗せ）
※ 学び直し支援金の加算額（月額 24,750 円）を受給している場合は対象外です。
※ 申請時には雇用保険受給資格者証や給与明細等を提出していただきます。

05 留意事項

(1) 学び直し支援金の支給額の判定基準となる保護者等について

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、収入判定の対象が以下のとおり変更されています。

- ① 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合：主たる生計維持者2名（両親等）
- ② 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合：主たる生計維持者1名
- ③ 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1名だった場合等：主たる生計維持者1名
- ④ 主たる生計維持者が存在しない場合：生徒本人
※生徒が未成年の場合は、原則として生徒の親権者（父母）で判定します。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者（原則として健康保険法の扶養者）、生徒本人の順に収入判定者を判断します。

(2) 算定基準額の詳細について

- ・区市町村民税の課税標準額及び調整控除の額は、以下のいずれかよりご確認ください。
 - ① マイナンバーカードを使用してマイナポータル（政府運営のオンラインサービス）で確認
 - ② 5月以降に勤務先等から配付される住民税の特別徴収税額決定通知書等
 - ③ お住まいの区市町村から発行される（非）課税証明書
- ・令和6年4月から6月の支給額の判定には令和5年度の課税標準額等を使用し、令和6年7月から令和7年6月の支給額の判定には令和6年度の課税標準額等を使用します。
- ・支給対象となる生徒が早生まれ（特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合で、保護者等が当該早生まれの生徒を自己の扶養親族としている）の場合は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から12万円（※）を減じます。
該当する場合は、以下の計算式により判定します。
（※）：特定扶養控除（45万円）と扶養控除（33万円）の差に相当する額

$$\text{【算定基準額} = (\text{区市町村民税の課税標準額} - 12\text{万円}) \times 6\% - \text{区市町村民税の調整控除の額} \text{】}$$

【令和6年4月から6月の判定においては、平成16年1月2日～4月1日生まれの生徒が該当】

【令和6年7月から令和7年6月の判定においては、平成17年1月2日～4月1日生まれの生徒が該当】

(3) 学校の代理受領について

- ・学び直し支援金は、申請者に代わって、学校が受け取ります（代理受領）。マイナンバーに紐づいた公金受取口座には振り込まれず、生徒・保護者が直接受け取るものではありません。学び直し支援金の充当方法は学校により異なりますので、審査完了後の学び直し支援金の充当時期や方法については、在学校にお問合せください。

(4) マイナンバーでの所得確認に関するお願いについて

- ・マイナンバーを利用した税額等の情報照会を行った際に、正しく情報を取得できない場合があります。こうした場合、東京都私学就学支援金センターから、課税証明書等の書類の追加提出をお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・税情報などを正しく取得できない主な理由は、保護者等の税申告がされていないことや、申請時に入力した住民税の課税地が誤っていることなどがあります。申請の前に、これらに該当しないか確認してください。
- ・税照会結果に関するお問合せにはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) マイナポータルについて

- ・デジタル庁が運営する「マイナポータル」において、マイナンバーを用いて東京都が区市町村と住民税情報等のやり取りをした履歴（やり取りされた情報の名称、照会日時、照会機関、提供日時、提供機関等）が確認できるようになっています。確認は、ご自身のマイナンバーカードを用いて行います。
- ・マイナポータルから行政機関間のやり取り履歴を確認できないようにする事情（DV等被害者が加害者の所在地からマイナンバーカードを置いたまま避難している場合等）がある場合は、確認できないようにすることも可能ですので、東京都生活文化スポーツ局私学部（☎03-5388-3181）までお問い合わせください。

(6) 保護者等が国外に在住する場合について

- ・保護者等が令和5年（または令和6年）1月1日時点で、国外に在住しており住民税の課税がされていなかった場合、当該保護者等のマイナンバー確認書類の提出は不要です。なお、学び直し支援金を継続して受給される際は、国内に住所が戻り国内で課税されるようになった場合は、マイナンバー確認書類を提出する必要があります。

(7) 保護者等の税更正や変更について

- ・受給資格の認定を受けた後、保護者等に税更正や変更（離婚・死別・養子縁組・個人番号の変更等）があった場合、速やかに（税更正の場合、更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内）手続きを行う必要があります。学校または東京都私学就学支援金センターに必要な手続きを確認してください。

(8) 個人情報及びマイナンバーの利用目的・範囲、取扱について

- ・東京都や学校が収集する生徒や保護者等の個人情報は、法令等に従い適正に管理します。また、学び直し支援金の支給事務に関する一部業務を他の事業者へ委託する場合は、委託先事業者に対して必要かつ適切な指示を行います。
- ・提出されたマイナンバーは、学び直し支援金の支給審査に係る事務のみに使用いたします。

(9) 審査情報の取扱について

- ・就学支援金・授業料軽減助成金及び学び直し支援金は、保護者の授業料負担を軽減するために一体的に実施する制度であり、審査情報を各制度において必要な範囲内で相互に利用させていただきます。

06 問合せ先

ご不明な点については、東京都私学就学支援金センターまたは在学校にお問合せください。

東京都私学就学支援金センター（平日 午前9:15～午後5:00）

令和6年3月31日まで ☎03-5227-1255

令和6年4月1日以降 ☎03-6743-5011

